

奈良県SDGs企業認証審査委員会規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県規則第九十三号

奈良県SDGs企業認証審査委員会規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県SDGs企業認証審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第二条** 委員会は、委員五人以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
  - 一 学識経験を有する者
  - 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

**第三条** 委員の任期は三年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第四条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第五条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。  
(委員以外の者の出席)

**第六条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第七条** 委員会の庶務は、産業部産業創造課において処理する。

(その他)

**第八条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

**附 則**

この規則は、令和七年四月一日から施行する。